

第4回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 午後7時30分から午後7時45分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	篠 原 末 治
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

7 番	上 山 靖
8 番	中 田 義 弘

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	細 野 幸 彦
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (細野局長)	それでは、ただいまより第4回土幌町農業委員会総会を開催致します。 はじめに農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 次に、渡邊会長から挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんばんは。収穫作業もたけなわと言うことで大変お疲れのところ夜分お集まりいただきましてありがとうございます。また事務局の皆さんもご苦労さまです。 今年は去年のような被害はありませんが、先月の台風で若干町内でもデントコーンが倒れたようでしたが収量はバンカーに入きらないくらいあるという話も聞いております。また畑作物も一昨年並みの豊作で特に馬鈴薯については倉庫に入りきらないようにあるということで農協役職員の皆さんにも大変ご苦労をおかけしていることと思います。 また国政の方では衆議院の選挙ということで今、大荒れる総理の信任がまた問われる選挙になるのかなとも思うところであります。 それでは本日はまた、審議のほどよろしくをお願いいたします。
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 なお、本日総会出席委員は14名全員出席でございます。定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては、慣例により渡邊会長をお願いいたします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (細野局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長

2番
(佐藤委員)

ありません。

渡邊議長

足立農業振興小委員長

3番
(足立委員)

ありません。

渡邊議長

みなさんの方から会務報告について何かありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。
つづきまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。7番上山靖委員、
8番中田義弘委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。平成29年10月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長

この件について調査員の報告を求めます。

6番
(香川委員)

現地を確認してきましたが、買主の〇〇さんは所有している農地の全てを有効に利用しており、所有する機械の状況、作業に従事する家族の状況から見ても、今回の申請により農地を買い受けても有効に利用できるの見込まれます。

渡邊議長

この件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので議案第1号は承認されたものとします。
次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長)

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第4条第3項の規定に基づき北海道農業会議に諮問し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成29年10月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長

この件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。
次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に諮問し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成29年10月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長

この件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4番
(渡邊委員)

議案第2号と議案第3号は転用ですが、4条と5条は牛舎建てたり飼料庫建てたりするのですが、どのように違うのですか。新人さんもいるので再度、確認します。

事務局
(加藤係長)

4条は転用する人が自分の土地を転用する、5条は人の土地を他人が転用するというのが一番簡単かと思います。

4番
(渡邊委員)

議案第3号は〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇に使用貸借で転用することですか。

事務局
(加藤係長)

そうです。使用貸借で転用させてほしいと言うことで申請があがってきています。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第3号は承認されたものとします。
次に議案第4号土幌町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について事務局より説明願います

事務局
（加藤係長） 議案第4号土幌町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について。
平成28年4月1日施行されて「農業委員会等に関する法律」第7条第1項及び2項で、指針を定めること、地域内の最適化推進方法を定めるとあるため、審議する。

渡邊議長 この件について意見質問を求めます。意見質問はありますか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午後7時45分 閉会